

2022年 7月 1日

大阪府知事 吉村 洋文 様

## 障害児者の教育・福祉・医療等の拡充を求める要望書

障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会  
連絡先団体／障害者(児)を守る全大阪連絡協議会  
〒558-0011 大阪市住吉区荻田5-1-22  
大阪障害者センター内  
TEL 06-6697-9005  
FAX 06-6697-9059

### <新型コロナウイルス対策・感染症予防>

1. 府立支援学校において、子どもと教職員のいのちと健康を守りながら教育活動をすすめるために、以下の対策を講じてください。
  - ①府立支援学校の「過大・過密」を解消するため、学校の抜本的増設計画をただちに策定してください。
  - ②スクールバス内の「密」を解消するためにただちに増車するとともに、安全な運行が行えるよう体制の整備を行ってください。
  - ③教職員が児童生徒の感染源にならないように、教職員の検査体制を整えるとともにワクチン接種体制を拡充してください。
  - ④学校で児童生徒または教職員に陽性者が出た場合は、当該校における希望者の検査を府教委の責任でおこなってください。
  - ⑤学校の休校・再開にあたっては、科学的根拠に基づいて判断してください。
  - ⑥学習指導要領等に明記されている授業時数については柔軟に扱うこととし、授業時数の確保や学校行事の配置などについては、各学校の教育課程編成権を尊重してください。
  - ⑦感染症対策で増大する業務に対し、必要な教職員をただちに増員してください。
  - ⑧消毒および医療的ケアや給食指導などに必要な消耗品・物品は、大阪府が一括購入し各学校に配布してください。また、各学校の実態に基づき必要となる消耗品・物品購入に必要な予算を確保し、各学校に配当してください。
  - ⑨教育行政をすすめる際には、「府立高等学校」と「府立支援学校」を「府立学校」として一括りにするのではなく、府立支援学校にむけた必要な措置を迅速に講じてください。
2. 学校教育現場での新型コロナウイルス感染症の拡大等緊急時の体制整備と日頃からの条件整備を行ってください。
  - ①休校、学校再開、学校行事、教育課程等の必要な対応を科学的・総合的に判断してください。また、その際には、子どもや家庭の状況、学校現場の実情を把握・尊重し現場と協議して教育行政を進めてください。
  - ②緊急時に教職員自身の安全を確保しつつ、子どもたちの実態に即した適切な支援が行えるようマスク・消毒液の配付、スペースの確保等、緊急時の人的配置・物的措置が適切に行われるよう、日頃から準備してください。
  - ③緊急時でも子どもたちの居場所を提供できるようにしてください。
    - ア) スクールバスの運行が、緊急時においても安全に行う事ができるように、体制整備を行ってください。

イ) 現在のような広大な通学区域でなく、緊急時において子どもや家庭のよりどころとなる身近な学校となり得るよう、支援学校を急ぎ新設、増設してください。

ウ) 障害のある子どもたちの命・くらしの安全が、緊急時においても保障されるように、学校の条件整備、保健所や医療体制の整備、生活を支える障害者施策の充実を常日頃から行ってください。

3. 障害福祉事業所において新型コロナウイルス感染症への対応がしっかりと行えるよう必要な措置を講じてください。

- ①障害福祉事業所職員と利用者・支援者が、公費による定期的なPCR検査をうけられるようにしてください。府内自治体の検査体制の抜本的な強化にむけて必要な措置を講じてください。職員が定期的に抗原検査を行えるように事業所に検査キットを無償配布してください。
- ②第6波では保健所や医療養体制がひっ迫し、多くの感染者や濃厚接触者が保健所にアクセスできない、必要な療養が受けられないという事態に陥りました。障害のある人を含むすべての府民が、必要な検査や医療を受けることができるよう、保健所及び医療体制を抜本的に拡充してください。
- ③新型コロナウイルス感染症対策に係るかかり増し経費は、検査キットや衛生用品費をはじめ、陽性者支援のための場所の確保や、陽性者を支援した職員のための宿泊にかかる費用等、既存のかかり増し経費への国による助成では、到底まかなえない規模となっています。障害者総合支援法に基づくすべての事業所を対象にかかり増し経費の実態を把握し、国への要望及び大阪府独自の支援策を講じてください。
- ④福祉事業所の利用者が新型コロナに感染した場合、すみやかに入院・療養できる体制を整備してください。
- ⑤学校や事業所関係者の感染に伴い、事業所を休所した場合や利用者減による収入減に対して「雇用調整助成金」は1か月の収入3割減が3か月続いた場合等の条件が厳しく利用できません。わずかの減収も事業所の存続に大きく影響します。大阪府としてきめ細やかな救済措置を講じてください。
- ⑥新型コロナの収束が見えない中、「雇用調整助成金」「緊急包括支援事業補助金」「生産活動活性化事業補助金」の継続・再実施を国に強く求めるとともに多くの事業所が申請・活用しやすい仕組み・基準にしてください。障害者のくらしの糧となっている作業工賃の減収への補填を大阪府として実施してください。
- ⑦「なかまの里」のグループホームでは、一昨年・昨年とも新型コロナ感染症感染予防のため利用者が帰省できないため、職員の勤務日を増やしてグループホームでの受け入れを行ってきました。現在の報酬単価では増加した人件費を支払うと大幅な赤字となります。基本報酬を引き上げるとともに、ショートステイの「緊急短期入所受入加算」のような帰省できない際の受入れ対応への加算を行ってください。

4. 障害当事者・家族に対する新型コロナ感染症拡大に対する対応策を講じてください。

- ①第6波では医療体制や保健所業務がひっ迫し、自宅療養を余儀なくされたろう高齢者がファックスで保健所と連絡が取れず、不安な中で療養生活を送りました。全ての保健所でファックスによるやり取りができるよう体制を拡充してください。また、宿泊療養をされる聴覚障害者が居室から出ることなく、スタッフとのやり取りができるよう、各療養所の体制を整備してください。
- ②保健所からコロナに感染した聴覚障害者に対してファックスでの容態確認はできないといわれ、聴覚障害者施設の施設長が強く要請してようやくファックスでのやりとりができました。保健所業務での障害者個々への合理的配慮の提供は必須です。保健所の体制を整備し必要十分な障害者への合理的配慮が提供できるようにしてください。
- ③地域で暮らす重度脳性麻痺障害の夫婦の夫がコロナに罹患して、保健所にも繋がらずに入院できず妻も療養施設に入れない状態で、日常的に受けてきたヘルパー等の必要な支援も全てがストップして一週間以上放置される事態が生じました。命に関わる事態です。各地域の保健所と医療体制の拡充、重度の障害に対応できる療養施設の確保、コロナ罹患時等の非常時にヘルパー等の必要な支援が受けられる特別な体制を大阪府・大阪市・堺市・各市町村の責任で早急に確立してください。陽性になった際にはすぐに医療にアクセスでき、すみやかに入院・療養できるようにしてください。
- ④障害当事者ならびに障害福祉事業所職員に対するワクチン接種を早急に進めてください。

- ⑤障害児者・家族に対して情報提供を行う際、正確でわかりやすいものとなるよう配慮を行ってください。ワクチン接種については、わかりやすく簡単な方法での予約も含め、十分な合理的配慮の提供のもとに実施してください。

## <教育>

5. 府立支援学校の現在の「過大・過密」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、必要な予算の確保をすすめてください。

- ①府内各地域に、小・中・高等部のある知的障害支援学校を、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、緊急に設置してください。
- ②「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を抜本的に見直し、「約1590人増加」に対応できる新校整備計画をただちに策定してください。
- ③知的障害支援学校の適正規模150～200人（1992年度学教審答申）を踏まえ、各学校の施設に見合った在籍者数となるよう、知的障害支援学校の増設をすすめてください。とりわけ、在籍者数が300人を超える学校については、早急に解消してください。
- ④文部科学省教室不足調査（2021年）において、「授業の実施に支障が生じており、今後整備する必要がある教室」にあげた528教室を解消するため、支援学校建設を基本に整備してください。当面、緊急対応として、校舎の増築など、必要な措置を講じてください。
- ⑤府立支援学校の通学区域割については、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、福祉圏域、生活圏域（放課後等デイサービスの利用を含む）を守ってすすめてください。また、増加する児童生徒数に対して、通学区域割りの安易な変更等の対応をおこなうのではなく、父母・教職員、関係者との合意を前提とした計画的な教育条件整備を実施してください。
- ⑥児童生徒の将来推計については、市別・学校別・学部別のデータなど詳細な情報を公開してください。
- ⑦学校施設の耐震化や校舎の老朽化対策のための大規模改修、児童生徒数の増加に合わせた教室の確保など、府立支援学校の教育条件整備を行ってください。
- ⑧泉南地域・北河内地域に、肢体障害のある子どもが安心して学べる小・中・高等部のある府立支援学校を建設してください。
- ⑨交野支援学校四條畷校を小・中・高等部のある本校として整備してください。また、スプリンクラーの設置はもとより、空調設備の充実、給食の自校調理、直営バスの配置をおこなってください。
- ⑩文部科学省に対し、実効性ある「特別支援学校設置基準」となるよう見直しを求め、国庫補助率を引き上げるなど、教育の充実にかかる予算措置を講じるよう要望してください。
- ⑪「特別支援学校設置基準」を既存校にも適用し、基準を満たしていない学校については直ちに基準を満たすように改善するための予算措置を講じてください。
- ⑫同一敷地内に2つの支援学校が設置されている場合において、高等支援学校の入学試験の日に支援学校を休校にしないなど、児童生徒の教育環境に影響が及ばないようにしてください。
- ⑬トイレを子どもの実態に合わせて改善・整備し、老朽箇所の改修を計画的に行ってください。
- ⑭冷暖房を適切に使用できるよう、すべての府立支援学校に必要な光熱水費予算を配当してください。
- ⑮教育活動に支障が生じないよう、必要な教職員の旅費予算を確保してください。
- ⑯府立支援学校の特別支援教育コーディネーターが地域の保護者や学校からの相談要請に応えられるように、大阪府教育委員会として、独自で加配するなど、相談支援体制を拡充してください。また、学校教育審議会答申で示された「支援学校のセンター的機能の発揮」に見合う十分な教職員の配置を府立支援学校におこなってください。
- ⑰旧西淀川高等学校校舎を活用した新校整備においては、児童の実態に応じた小学部棟を新設（教室、トイレ、階段、特別教室など）してください。
- ⑱今後の知的障害支援学校の増設においては、必ず小学部棟を新設してください。
- ⑲府立支援学校の在籍者数増の対策として、学校教育審議会答申で示された「高校と支援学校の併設」の具体化ではなく、支援学校の抜本的増設をおこなってください。
- ⑳2026年度までに高等部が減少、小学部・中学部が急増する将来推計において、小学部・中学部

における教職員配置を増やし、府立支援学校として充実した指導をおこなえるようにしてください。

6. 安全・安心で適正な、通学時間・通学距離を保障してください。
  - ①スクールバスの民間委託化方針を撤回し、直営でのスクールバス運行を行ってください。
  - ②適正規模の府立支援学校を各地域に建設するとともに、スクールバスの増車等の対策を緊急に講じ、自宅から40分以内で通学できるようにしてください。なお、早急に60分を超える乗車時間を解消してください。当面暫定的な措置として、通学時間が60分を超えるコースのバスにはトイレを設置してください。
  - ③医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に通学できるようにしてください。
  - ④スクールバスを小型にして、自宅の近くから乗降できるように送迎ルートを改善してください。
  - ⑤小型スクールバスの添乗員は、乗車する子どもの実態に合わせ、必要なコースは2名配置してください。
7. より豊かで安全な学校給食を、子どもたちに保障してください。
  - ①府立支援学校における学校給食調理業務の民間委託化はやめてください。
  - ②民間委託化された各府立支援学校の学校給食を自校直営方式に戻してください。当面、契約更新時に混乱が生じることのないよう、調理従事者資格要件や経験年数の大幅な引下げをおこなった仕様書を元に戻してください。また、安全で充実した給食が実施できるよう人的対応などの具体的な手立てを講じてください。
  - ③文部科学省「学校給食衛生管理の基準」にもとづいて、厨房の施設設備を抜本的に整備してください。
8. 医療的ケアの必要な子どもたちの、教育保障を充実してください。
  - ①医療的ケアの必要な子どもたちが在籍する学校をはじめ、必要とされる府立支援学校においては、府独自に看護師を配置してください。希望する医療的ケアが必要な児童生徒が、知的障がい支援学校に入学できるようにしてください。
  - ②府立支援学校の看護師については、正規の学校職員として独自に定数枠を設けて配置してください。当面、引き続き臨時技師（看護師）の賃金等の待遇改善を継続するとともに、その内容を早急に拡充してください。
  - ③泊を伴う行事への看護師の付き添い予算を増額してください。また、医師の付き添い措置を予算化してください。
  - ④医療的ケア通学支援事業においては、児童生徒の通学保障・通学途上での安全面、保護者の負担の軽減、看護師の確保など、制度が確かなものとなるよう予算措置を講じ、大阪府が責任をもって実施してください。とりわけ、大阪府として必要な看護師を確保してください。
9. 旧大阪市立特別支援学校12校については、「市立特別支援学校の児童生徒の教育が後退しないよう進めてまいりたい」（2015.6.30 要求大集会実行委員会対府交渉）という回答に基づいた条件整備をおこなってください。また、「教育条件を低下させない」として強行した「府移管」の検証を責任をもっておこなってください。
  - ①中央聴覚支援学校、大阪北視覚支援学校の「早期教育」及び寄宿舎教育を継続・発展させてください。
  - ②中央聴覚支援学校寄宿舎の改修・増築を行ってください。
  - ③光陽支援学校病弱部門（通学籍）を継続・発展させてください。
  - ④肢体不自由校において、実態に見合った教員（「実習助手」を含む）の配置をおこなってください。
  - ⑤歯科衛生士による歯磨き指導・フッ化物塗布の事業や、保健師、助産師による性教育の無料派遣を復活させてください。
  - ⑥学校図書館の整備費用、点字教科書等の購入費用など、学校予算を大幅に増額してください。
10. 府立支援学校の通学区域割の変更によって、福祉サービス（ショートステイの送迎等）の利用が制約されている実態を改善するよう、必要な措置を講じてください。
11. 大阪府立支援学校高等部にも、希望すればだれでも進学できる専攻科を設置してください。
  - ①府立支援学校を新設する際には、高等部に専攻科のある支援学校を整備してください。国に対して、高等部に専攻科の設置が進むように教育環境の整備や教育年限の延長を行うようはたらきかけてください。（文書回答）

- ②福祉型専攻科や卒後の障害福祉サービスを活用した学びの場の実態を府教委として把握し、専攻科の設置を含めた高等部卒業後の移行期の支援教育の意義や生涯学習のあり方、働きつづけるための定着支援のあり方について研究してください。(文書回答)
  - ③障害福祉サービスを活用した卒後の福祉型専攻科や学びの場の役割・存在が、すべての府立支援学校の生徒・保護者に進路情報として提供されるように、大阪府教育委員会として各支援学校に対する指導・助言を積極的に行ってください。また、ホームページ掲載はもとより、掲載された学びの場の事業説明会等を大阪府の主催で開催するなど、大阪府として積極的に府民への情報提供を行ってください。
  - ④自立訓練事業を活用した学びの場の支給決定期間の更新に当たっては、利用者や家族、事業者からのさらに学びたい・学ばせたいというねがいが積極的に受けとめられるように、府内の市町村関係部局および市町村審議会に対して「自立訓練(生活訓練)に係る支給決定期間の更新の取り扱いについて」(令和3年3月26日、厚生労働省・事務連絡)の趣旨を徹底してください。また、家族・関係者からのねがいに応えて、利用期間2年間の有期限が少なくとも4年間に延長されるように引き続き国に強く働きかけてください。
  - ⑤障害福祉サービスを活用した卒後の学びの場に通う青年・学生が交通機関を使う場合に、通学定期や各種学割が使えるように関係機関にはたらきかけるとともに、学生証を発行してください。
  - ⑥高等支援学校卒業生の学びの場や働く場、くらしの場に関する進路実態を明らかにするとともに、卒業生の進路追跡調査の実態や、進路支援・移行支援・定着支援などの教育課題を明らかにしてください。(文書回答)
12. 手話言語条例の制定を踏まえ、聾学校(聴覚支援学校)の教育環境の拡充を図ってください。
- ①障がい児教育の特殊性、専門性を踏まえて、同一校勤務の年限を理由とした強制的で機械的・画一的な人事異動を行わないでください。
  - ②聾学校(聴覚支援学校)においては、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」に基づき、手話が言語としてあたりまえに機能する環境を整備してください。聴覚障害(ろう)児対応だけでなく、聴覚障害者(ろう)の保護者の対応はもちろん聴覚障害(ろう)者の教職員のために、手話通訳者(手話通訳士または大阪府登録手話通訳者)を配置してください。
  - ③聾学校(聴覚支援学校)のスポーツ(クラブ)活動に、デフリンピアンやデフアスリートおよびデフスポーツ関係者や大阪スポーツ賞・大阪府知事表彰受賞者を指導者として招くなど、聞こえない子どもがロールモデルと接する機会を保障してください。
13. 厚労省・文科省の「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」に則り、聴覚支援学校での早期教育相談を充実させるため人員を措置してください。
14. 後期中等教育を拡充してください。
- ①高等支援学校の進路選択に当たっては、本人の学びを通じた意思決定を最大限尊重した進路選択を保障してください。また、“福祉型専攻科”事業合同説明会やおおさか学びの場交流会のチラシを配布することによって高等支援学校の生徒・家族にも情報を公表し、進路選択の自由を保障してください。(文書回答)
  - ②「就職・就労」を学校の進路目的に挙げられているとしても3年間の学びの中で進路に対する考えが揺れ動く生徒もいると思います。「もっと学んで力をつけてから社会に出たい」など)生徒たちの進路に対する考え方の変化(意思決定)を受け止め合理的配慮のもと様々な選択肢の中から自分自身の人生を選べる機会を尊重し働き続ける力(スキルではなく壁にぶつかったときに相談したりリフレッシュする力)の獲得と人格育成の支援を行ってください。
  - ③支援学校高等部卒業後の一般就労者の実態を明らかにしてください。また、入学者選抜制の高等支援学校の進路の実態を明らかにしてください。(文書回答)
  - ④高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障をすすめてください。
    - ア) 府立高等学校に在籍する発達障害をはじめとするすべての障害のある生徒の実態把握をおこない、適切な教育課程や教材の準備、専門性をもった教職員の確保や定数措置、施設・設備などの条件整備をすすめ、教育環境を改善する等、必要な施策を講じてください。
    - イ) すべての府立高校にエレベーターの設置など、障害のある生徒が安全・安心に高校生活が送れるよう施設設備を充実してください。

ウ) 府立高等学校に在籍する障害のある生徒の支援のための、支援員や専門家の巡回相談などを導入するとともに、通級指導教室を増やしてください。

エ) 府立高等学校で実施されている通級指導について、対象者数・障害の状況・教員の配置・教育課程・単位認定・施設設備・合理的配慮等、状況を明らかにしてください。

⑤ 早期からの現場実習や一般就労に偏重した高等部教育を改め、卒後の生活の充実と働きつづける力につながる青年期にふさわしい教育を充実してください。(文書回答)

⑥ 「知的障害のある生徒の受け入れ」にあたっては、本人の学習権と発達権を保障するために専門性を持った教職員の配置と教育条件の整備を行ってください。

⑦ 支援学校高等部と高等学校を安易に併置するのではなく、支援学校を建設してください。

⑧ 高等支援学校高等部の選抜試験も、他の府立高校と同様に、追試験を受けることができるようにしてください。

15. 小・中学校支援学級の在籍者が大幅に増加し、障害も重度化・多様化している実態を踏まえ、次の施策を実施してください。

① 障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第81条・学校教育法施行規則第137条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、実態に応じた教員の加配を含め、支援学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。

ア) 学級編制基準が同じ複式学級同様、2学年で学級を設置するよう文部科学省に要望してください。

イ) 支援学級の編制基準の改善を文部科学省に要望するとともに、府独自でも改善し、1学級の定数を大幅に引き下げてください。

ウ) 在籍者が一人でも障害種別で支援学級を分級することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。

エ) 在籍する児童・生徒の実態に応じて、運営や指導の困難さを抱える学級、あるいは学校に教員を加配してください。

オ) 同一種別で在籍予定者が9名の場合は、2学級設置することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。もしくは、年度途中の児童・生徒の増加に対して、新設・増学級をおこない、必要に応じた教員配置をおこなってください。

② 施設・設備の基準を設け、その改善・充実をはかってください。特に、肢体不自由児が在籍する全ての学校にエレベーターを設置するよう、市町村教育委員会に働きかけてください。

③ 障害児教育・特別支援教育の専門性や継続性を尊重してください。

ア) 教員採用選考に支援学級採用枠を設けてください。

イ) 希望する場合は支援学級担任として転勤できるよう市町村教育委員会に働きかけてください。

ウ) 支援学級担任の継続年数を延ばすことができるよう、市町村教育委員会を指導してください。また、継続して担任する事の大切さについて、各学校長が研修できる機会を持ってください。

エ) 支援学級担任の講師率を把握するとともに、できる限り正規の職員が担任することが望ましいことを各学校長が研修できる機会を持ってください。

オ) 代替教員をプールする等、病気休暇や産・育休、年度途中の退職などによる支援学級担当教員の欠員不補充をなくしてください。

④ 学校教育法施行令が一部改正されましたが、子どもたちに保障されるべき教育課程や教育条件が変わったわけではありません。支援学校・支援学級・通級指導教室・通常の学級、どこで学んでも、その子に必要な教育課程・教育条件を保障してください。

⑤ 就学に際して、「一度入学したら、小学校は6年間、中学校は3年間は同じ学校で」と言われますが、法令通り、転学に関しては、「学びの場」を固定なものとせず、「発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟」にできることを保護者・教職員に周知するとともに、そのための方策を検討してください。

⑥ 支援学級在籍者を含めると、35人、40人の定数を超える通常学級をなくすよう、弾力的運用だけでなく、教員を加配してください。

- ⑦政令指定都市を含め、医療的なケアや医療的な見守りを必要とする子どもたちのいる学校に看護師を配置してください。支援学校のように、泊を伴う行事にいつも子どもと関わっている看護師が付き添いできるようにしてください。医師の付き添い措置を予算化してください。
  - ⑧中学校の支援学級について、特別な教育ニーズを持つ生徒たちの実態に見合ったきめ細かな教育が受けられるように学校全体で取り組んでいけるようにしてください。
16. 4月27日、文科省が出した「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」により、保護者・教職員に不安と混乱が広がっています。
- ①今回の通知について、府教委としての見解を明らかにしてください。
  - ②支援学級在籍児童生徒の支援学級での学習時間を一律とせず、子どもの実態に合わせた指導をするよう、市町村に指導助言してください。
  - ③今回の通知について、子ども、保護者が不安を抱いたり、不利益を被ることがないように、また、現場に負担を押しつけることのないよう、市町村に働きかけてください。
17. すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・学級の増設、20人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。
- ①今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応でも明らかなように、小中学校・支援学校ともに学級編制基準を改善し、少人数学級にすることが必要です。小中学校の通常学級を20人以下の学級にするとともに、特別支援教育支援員の増員など、通常学級に学んでいる障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。
  - ②通級指導教室を全ての小中学校及びすべての特別支援学校に設置してください。発達障害に起因する不登校の児童生徒が居場所として通級指導教室に通えるよう柔軟な対応を行ってください。
  - ③コーディネーターを専任配置し、学校全体で特別支援教育を進めていくことができる基盤を作ってください。
  - ④地域に根ざした「適正規模・適正配置」の支援学校を増設してください。地域のセンター的役割を果たすために必要な人員配置をおこなってください。
  - ⑤チャレンジテスト、学力調査等、競争をあおるような教育をやめ、これまで通常の学級で学ぶことができていた障害のある子どもたちが、通常の学級から排除されている状況を改めてください。
  - ⑥支援学級を、支援学級在籍者や特別な支援の必要な児童・生徒が、居場所（「落ち着きを取り戻すための空間」小学校施設整備指針）として常時活用できるようにしてください。
  - ⑦全教職員が発達障害についての理解を深め、一人ひとりの子どもの特別なニーズを理解し、子どもたちが自分に必要な環境で教育を受ける事ができるようにしてください。
18. 「発達保障ならびに教育保障」の観点にたった適切な就学支援をおこなうために、府および市町村に就学支援委員会を設置し、民主的に運営してください。市町村が行う発達相談・教育相談に、費用の補助を行ってください。

#### <放課後保障>

19. 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを大阪府においても促進し、家族と府立学校や各市町村の学校と事業所との連携が図れるようにしてください。（**文書回答**）
- ①子どもの支援に関して、保護者や事業所が希望した場合、スムーズに懇談ができるように学校への働きかけを行ってください。
  - ②送迎を円滑に行えるように、下校時間や行事について細やかに情報交換を行ってください。新型コロナウイルス感染や災害による緊急時に備えるためにも事業所への情報のメール配信を市町村立の各校でも行ってください。関連するすべての学校に行きわたるようしっかりと働きかけを行ってください。
20. 放課後等デイサービスについて、現場の声を聴く機会を設け、実態を踏まえて以下の事項を国に要望してください。また、大阪府独自の対応も行ってください。
- ①日割り計算では、安定した事業所の運営ができません。月額払いにするように国に働き掛けてください。また、加算で成り立つ制度ではなく、基本報酬を抜本的に増額して、職員の雇用を守り、事業所の運営を守れるようにしてください。（**文書回答**）

- ② 子どもの急な欠席の場合収入が減りますが、職員配置は必要なため経営を圧迫します。「欠席時対応加算」の増額を図ってください。必要な職員配置を行うために報酬を月額払いにするよう国に働き掛けてください。(文書回答)
- ③ 「個別サポート加算Ⅰ」に関しては、指標の判定についても市町村でばらつきがあります。市町村に対して、子どもの状況を把握し、適切に判定するよう働き掛けてください。
- ④ 「個別サポート加算Ⅱ」については、要保護児童へのきめ細やかな支援を行っている事業所が加算取得しやすいような仕組みを検討するよう国に要望してください。現行の「保護者の同意を得る」などの条件では、実態に見合った活用には至りません。家族への支援にきめ細やかな配慮や連携が必要であることを踏まえて、報酬請求の要件と報酬単価を見直すように要望してください。
- ⑤ 「専門的加配加算」については、児童発達支援で認められている「保育士」や「5年以上働いた児童指導員」を放課後等デイサービスにおいても専門職と認めるよう国に働き掛けてください。(文書回答)

#### <障害者総合支援法>

- 21. 障害福祉現場では慢性的な働き手不足が続いており、事業継続が困難になっている事業所も増えています。大阪府として福祉人材確保に向けた総合的な計画を立てて実行してください。(文書回答)
- 22. グループホーム制度を拡充してください。
  - ① コロナ対策として、グループホーム職員及び利用者のPCR検査を定期的に行うとともに、抗原検査キットをグループホーム備品として常備できるようにしてください。陽性の利用者がすみやかに入院できるようにしてください。
  - ② 国が提案している、本人が希望する一人暮らし等に向けた支援については、「通過型グループホーム」の新設ありきではなく、現行のグループホームでの一人暮らし等に向けた支援の機能強化等により実施するよう国に働き掛けてください。
  - ③ 日割り報酬ではなく、月額報酬にするとともに、基本報酬を引き上げるよう国に求めてください。グループホームは週末の帰省や病気等で利用者がいない事も多い反面、職員の配置は必要です。グループホームは、殆どが小規模で運営への影響も大きいので、早急に改善をお願いします。
  - ④ 高齢化・重度化に伴い、平日・休日問わずホームでの日中支援が必要です。「日中支援加算」については、平日に通所事業所を休んで支援した日だけしか加算が付きませんし3日目からの請求です。祝日・休日等、グループホームで行った全ての日中支援が加算対象となるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。
  - ⑤ 2021年報酬改定において、夜間支援加算の「巡回型」が新たにできましたが、深夜に複数の共同生活住居を小刻みに巡回するという非常に厳しい労働条件の制度となっています。夜間に複数の職員をしっかりと配置できる制度にするよう国に働き掛けてください。また、夜間1対1の支援が必要な人への夜間支援加算を新たにもうけるよう国に働き掛けてください。
  - ⑥ 「日中サービス支援型グループホーム」について、重度の利用者を支援するには夜間支援の報酬が少ないこと、軽度の人でも利用出来るよう区分1. 2の人でも利用出来るようにするなどの改善を国に働き掛けてください。また、「日中サービス支援型グループホーム」だけでなく、「介護サービス包括型」においても、高齢化・重症化に対応できるよう報酬制度の充実・見直しを国に働き掛けてください。
  - ⑦ グループホームで暮らす障害者の通院・入院への支援が行えるようにしてください。グループホーム入居者の通院介助については「月2回が限度」ですが、高齢になって複数の病院に通院が必要な人も増えていますので、通院回数と時間を増やしてください。また、通院介助は慢性疾患の定期通院のみになっているので、緊急の通院には利用出来ない制度となっています。ホームの職員が通院支援する場合にも使える「通院等緊急対応時加算」を作って、緊急時の対応ができるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。
  - ⑧ グループホーム内での個別でのヘルパー利用については、利用者への専門的な支援とともに、複数の支援を入れることで、支援の客観性が保たれる利点があります。また、利用者の個別の課題



にも対応できる支援です。現在の特例の経過措置ではなく、必要な人にはサービス提供を継続できるように制度を恒久化してください。

⑨「民泊問題」や「消防法改正」以降、大阪府下でも、マンション等を利用したグループホームの追い出しの動きが表面化しています。本来「グループホームは住まいの場」であり、マンション等でも安心してグループホームを利用した暮らしを続けていけるよう、大阪府としても何らかの対策を講じてください。

⑩大阪府としてグループホーム職員確保のための特別な対策を講じてください。

⑪グループホーム開設のための土地購入・建設補助、大幅改修費への大阪府独自の補助を行ってください。また、開設にあたって、地域の了解を事業者にゆだねるだけでなく、もよりの市町村も積極的に地域への理解を広げるよう指導してください。

⑫大阪府としてグループホームでの暮らしが困難な人の生活の場を確保するため、専門家も交えた検討の場を設置してください。

#### 23. 障害児者の入所施設の整備・拡充を図ってください。

①児童施設の超過齢者も含めた施設入所希望の待機者数を明らかにしてください。大阪府内の施設入所を断られたために短期入所施設の長期利用を余儀なくされている人や、他府県の入所施設利用を余儀なくされた人の実態を明らかにしてください。それらを踏まえて、待機者の解消に見合った入所施設の整備計画を立てるとともに、以後の障害福祉計画では入所施設定員の削減目標を盛り込まないようにしてください。

②医療的ケアの利用者を受けとめることのできる障害者のくらしの場の整備を府の責任で行ってください。また、看護師配置が可能となる補助制度を創設してください。

③基本報酬の引き上げを国に求めてください。また、夜間の体制が厚くできるよう、加齢や重度化の実態に合わせて補助を行ってください。

④重度化・高齢化に対応した設備改善への補助を行ってください。

⑤入所施設で暮らす障害者が通院・入院した際に必要な支援が行えるよう、職員配置基準の改善を国に働きかけるとともに、大阪府としても独自の加配制度を設けてください。

⑥自宅やグループホームでの暮らしが難しい重度の知的障害や強度行動障害のある人に対応できる入所施設を整備してください。

#### 24. 居宅介護事業を整備・拡充してください。

①居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に不足しているため、利用者の利用希望に応えることができないケースが多くなっています。令和3年度から改定された報酬影響調査を大阪府として実施し、ヘルパーが安心して働き続けられる報酬単価となるよう国に強く働きかけるとともに、大阪府として独自の対策を講じてください。(文書回答)

②ヘルパーとして提供できる活動内容を制限しないでください。(文書回答)

ア) 居宅内だけに限らず、入院時、通勤・通学、育児や家族支援を含め、利用を認めてください。また通院介助時に院内介助を制限することは絶対にしないでください。

イ) 障害者が入院した際、買い物や洗濯など生活上の支援や普段から慣れた者しか行なえない介護は、(医師の求めにより)福祉制度のヘルパーが行なえるようにしてください。また、退院間近の慣らしの外出や自宅への一時帰宅に、福祉制度のヘルパーが利用できるようにしてください。その際は重度訪問介護の利用者に限定せず、必要な人に必要な支援が提供できるようにしてください。

#### 25. 重度訪問介護を拡充してください。

①重度訪問介護を介護保険にはない障害福祉サービス固有のものとして位置付けてください。また、利用制限をなくし通学、通勤・就労時、入院、外泊、運転介助等にも利用できるようにしてください。(文書回答)

②病院での重度訪問介護利用について、「ニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援」となっていますが、当事者が入院中も安心して生活でき、付き添う家族負担が軽減できるように、例えば水分補給、ナースコール、寝返り、テレビやスマホ等の操作の補助などの、見守りも認めてください。(文書回答)

③重度訪問介護の利用者が遠方の病院に入院(障害に関わる病院または配慮のある専門病院に入院する場合など)した際、往きと帰りのヘルパーの拘束時間については報酬(例えば移動介護加算

等)がサービス提供事業所に支払われるように国に働きかけるとともに、大阪府としても独自の施策を検討してください。(文書回答)

26. 短期入所事業を整備・拡充してください。
- ①医療的ケアが必要な人への短期入所が決定的に不足しています。府として設置が促進されるような施策を講じてください。(文書回答)
  - ②緊急時はもとより将来の親子の自立(自律)に向けて、児童が利用できる短期入所施設を増やしてください。児・者の短期入所について、レスパイト対応や外泊の体験ができるよう整備を進めてください。
  - ③重度の知的障害や強度行動障害のある人が安心して利用できる施設・設備・環境の整った短期入所施設が開設できるように大阪府の補助制度をつくってください。
27. 就労継続支援B型事業所への報酬が、利用する障害者の実態に合わせた適切な事業運営を行うことができるものとなるよう、大阪府として現状と課題について検証を行うとともに、その改善を国に強く求めてください。
28. 令和3年度報酬改定で新設された就労継続支援B型の「地域協同加算」「ピアサポート実施加算」について、大阪府下での取得実態を明らかにしてください。また、聴覚障害職員が安心して学べるよう、手話通訳者を配置した「障がい者ピアサポート研修」を実施してください。
29. 聴覚障害者が利用できる事業所が少ないため、利用者の多くが送迎対象地域から多額の交通費を負担して「あいらぶ工房」「ほくほく」「なんなん」や「なかまの里」の短期入所を利用しています。大阪府として広域利用にならざるを得ない聴覚障害者への交通費補助制度を創設するとともに、市町村に対しても支援を行うよう働きかけてください。昨年度、同様の要求に対して「現行の送迎加算の拡充を国に要望している」と回答をしていただきましたが、具体的な要望内容と国からの回答を教えてください。
30. 自立訓練を活用した学校卒業後の「学びの場」の意義を正当に評価して、「学びの場」の事業の継続が図れる報酬に改善するように国に求めてください。
31. 利用者の通所人数を踏まえて、職員配置を調整することは困難であることや家賃等も月額払いしていること等をふまえ、少なくとも、人件費等の事務費(固定費)については月額払いとなるよう国に求めてください。不登校・行きしぶり経験のある方や引きこもりにある方などの通所実績や重度・高齢また精神疾患の利用者の平均工賃など、現行の報酬算定の基本構造が支援の実態を反映したものとはなっていません。利用者の特性に着目した報酬体系に改善するよう国に働きかけてください。(文書回答)
32. 特定行為(経管栄養・痰吸引)が制度化されていますが、基本研修と実地研修を受けた以降、フォローアップ等が実施されていません。ヘルパー事業所にとって一人2~3万円の研修費用は大きな負担です。研修費用助成、フォローアップ研修の充実等、大阪府の独自施策を講じてください。(文書回答)
33. 障害福祉サービスにおける府内市町村の指導監査の実施状況(市町村への助言件数や市町村からの具体的な相談内容等)を明らかにしてください。指導において市町村間で格差が生じないようにしてください。(文書回答)
34. 障害者優先調達推進法における2021年度の大阪府の実績と今後の計画を示してください。また府内各自治体で、取扱いの差が生じないよう必要な措置を講じてください。(文書回答)
35. 補装具・日常生活用具を拡充してください。
- ①補装具の作成・修理については、部品代だけではなく、人件費や出張旅費、また、運送費やメンテナンス費等も含め、作成や修理にかかる費用すべてを対象にしてください。また、個別または環境上の条件などで購入価格が補助基準よりも高くなった場合、その差額分を補てんする制度を作ってください。
  - ②補装具・日常生活用具のJIS規格、制限列举方式、定額基準をなくし、機能補完、身体ケア、自立・社会参加の保障を踏まえて、個々のニーズ・要望に応えられるよう個別因子や環境因子等を考慮して支給してください。住宅環境、職場環境の改善も一体かつ総合的に行えるようにしてください。
    - ア)紙おむつ支給要件を「コミュニケーションが困難な者」だけでなく、「トイレ介助が必要だが、介助が受けられる条件や環境が困難な者」に広げてください。

イ) 介助用リフトは、安全性確保のために、必要に応じて耐用年数の緩和をしてください。

- ③補装具、日常生活用具の選択・作成・改造・修理・点検・リサイクル・相談・指導・教習・研究をトータルに行える「補装具センター」をすべての自治体に1カ所以上設置してください。その際、当該地域に責任を持ち、他センター、中央・地域の研究機関、医療機関、メーカー等と連携して障害者個々のニーズ、要望に応えられる体制を確保してください。
- ④障害福祉分野への介護ロボット等の導入が進むよう支援を行ってください。
36. 移動支援事業を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにしてください。ろう重複障害者に配慮した施設（あいらぶ工房・北摂聴覚障害者センターほくほく・泉州聴覚障害者センターなんなん）には、重度のろう重複障害者が健聴障害者を対象とした事業所に比べ他市町等遠方から通所しています。市町村事業である移動支援事業が市町村の枠を越えて利用できるよう大阪府主導で検討を進めてください。昨年度の同様要求項目で「通学・通所は必要不可欠な外出であるとの公式見解を持っていない」と回答されましたが、「必要不可欠な外出」について整理し移動支援事業が個別給付として利用できるよう国に働きかけてください。また昨年度の同様要求項目でふれられた「堺市のろう重複者に対する運用調査結果」について、その内容を教えてください。
37. 「移動支援」を高齢聴覚障害者も利用しやすいものとして整備してください。
38. 府内各市町村における地域活動支援センターの設置状況を調査し、運営に格差が生じないように、運営に関する独自の上乗せ補助、通所費用への支援や家賃補助など、大阪府として必要な施策を講じてください。（文書回答）
39. 入院時コミュニケーション支援を利用しやすいものに改善・拡充してください。
  - ①対象者や支援者の拡大を行ってください。医療機関の理解も得られるよう制度の周知・徹底を図ってください。（文書回答）
  - ②入院時にヘルパー派遣が認められない場合、やむを得ず自己負担による支援を受けざるを得ません。入院時に洗濯や買い物等の支援を得るための費用助成制度を創設してください。（文書回答）
40. 相談支援事業の業務を円滑に実施できるよう制度を抜本的に拡充してください。
  - ①先の報酬改定で相談支援の事業報酬は若干改善されたものの、相談支援専門員の過重労働は解消されていません。大阪府として相談支援専門員の業務実態を把握して、過重労働の解決にむけた対策を国に求めるとともに、大阪府としても必要な措置を緊急に講じてください。
  - ②令和2年度に見直された相談支援従事者研修の実施状況を検証し、その結果を踏まえて問題や課題を掘り下げるために、きょうされんなど関係団体との懇談の場をもってください。
  - ③特定相談事業所のほとんどが赤字の状況が続いています。またせっかく開設しても安定した経営が見込めず閉鎖する事業所が後を絶ちません。法人が持ち出して事業継続ができるところもありますが、いつまで続くか見通しが持てません。加算方式を減らして事務負担の軽減を図り、基本報酬を増額してください。
  - ④「特定相談支援」の下では、相談支援機関がニーズアセスメントをする前に、障害支援区分が確定しており、各行政の支給決定ガイドラインにより本人の利用できる福祉の種別と量（時間）が決まります。そのため多くの相談支援機関は、その支給決定の範囲で利用できる支援の紹介にとどまっています。本人のアセスメントに基づき必要な支援が決定できるシステムに改善してください。
  - ⑤相談支援専門員の初任者研修や現任研修について、受講を希望しても定員充足のため受講できないことがあります。希望する人がすべて研修を受講できるよう初任者研修や現任研修を大幅に増やしてください。また初任者研修は研修修了後に相談支援専門員の業務に就く予定のある人を、現任研修は現に相談支援専門員の業務に就いている人を優先して受講できるようにしてください。（文書回答）
41. 中途障害者への施策を拡充してください。
  - ①高次脳機能障害者を含む中途障害者に偏りがちな、利用料一割負担を廃止するよう強く国に要望してください。あわせて府独自の救済策を講じてください。
  - ②各市町村で高次脳機能障害の診断が受けられるような対策を講じてください。また福祉サービス利用に関わっても安心して利用できるように対策を講じてください。

42. 障害者雇用率の達成状況をふまえ、大阪府としての今後の障害者雇用の計画を明らかにしてください。(文書回答)
43. 地域で安心して暮らせるための既存の社会資源の有効活用と地域生活を支えるための「地域生活支援拠点機能」の整備計画を府の責任で確立してください。加えて、緊急時の対応等、多様な困難に対応できる複数の支援者が必要不可欠です。そのために一定規模の入所型施設が拠点機能の中核的役割を果たすことができるようにしてください。
44. 耳が聞こえない人や聞こえない子どもは手話言語だけでなく、口元を含めた相手の表情を見て会話をします。口元が見えないマスクをしたまま話しかけられても、何を言っているのか更には話をしているのか黙っているのか判別もできません。これは聴覚障害者・児に対する合理的配慮の不提供です。口元や表情がよく見える透明なマスクの装着を、医療機関・公共機関等の受付やレジ業務をする職種に奨励してください。また、コミュニケーションボードの使用についても奨励してください。
45. 2025年大阪万博において、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法にのっとり、緊急情報・通常放送を問わずすべての情報にアクセスできるようにしてください。特にコロナ禍が続くと、マスクの装着により口元が見えず、聴覚障害者にはコミュニケーションが困難になります。受付・窓口スタッフにフェイスシールドや透明マスクの着用を推奨するとともに、意思疎通支援者を配置してください。

### ＜介護保険＞

46. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者）が、障害者福祉・介護保険のいづれを使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください。
- ①要介護認定等の申請を行わない障害者に対し、障害者福祉サービスの打ち切りを行わないよう市町村に働きかけるとともに、「要介護認定の申請を行わない障害者に対して障害福祉サービスを打ち切るとは違法」と判示した岡山浅田訴訟の司法判断に沿い各市町村を指導するよう国に求めてください。
  - ②当面の措置として、特定疾病を含む65歳以前から障害福祉サービスを受けている全ての障害者が、障害者総合支援法に基づく制度の負担と同様になるようにしてください。
  - ③介護保険料を大幅に引き下げるとともに住民税非課税世帯の利用料を無償にしてください。「高齢障害者の新たな負担軽減措置」は対象者や対象範囲を限定せず、介護保険を利用するすべての高齢障害者を対象にするよう国に求めてください。
  - ④視覚障害者の場合は、全盲の重度障害者であっても、現行の介護認定基準ではほとんどの者が要支援1か2と判定されます。大阪府として介護保険制度が改善されるまでの間、単独でサービス上乗せの助成措置を行ってください。また、障害者のQOLを低下させないように市町村を指導してください。
  - ⑤自治体が介護保険へ強制移行させる一つの要因（国による誘導策）となっている、国庫負担基準額における介護保険対象者への減額規定を無くすように、大阪府として国に強く働きかけてください。
  - ⑥介護保険制度は利用者の費用負担やサービスの利便性、個別性等で障害福祉施策（介護給付だけでなく、補装具・日常生活用具も含む）と比べて様々な負担・制約がかかります。こうした負担・制約について、障害者が介護保険に移行しない理由とすることを認めてください。
  - ⑦介護保険に移行した後でも、介護保険ではなく必要に応じて障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
  - ⑧介護保険で不足するサービス量について、障害福祉サービスを上乗せするよう市町村を指導してください。また、市町村によっては、上乗せを認める対象者を「支援区分6・要介護度5以上等の独自基準（ローカルルール）で制限しているところがあります。こうした基準をなくして希望する人にきちんと上乗せ支給が行われるよう市町村に働きかけてください。
  - ⑨介護保険に移行した人が、障害福祉にしかないサービス（行動援護や重度訪問介護・移動支援等）を申請した場合、きちんと支給（横出し）するよう市町村に働きかけてください。

47. 介護保険制度によるろう高齢者（特に盲ろう者）に対応できる居宅支援事業所が少ないことから遠方からの相談や利用が多く、対応事業所では長時間の支援が必要となります。広域対応を余儀なくされている事業所に対して、移動時の高速料金や補助金等を支給するようにしてください。
48. 生活保護受給者のユニット型特養・ショートステイの利用について、生活保護受給者が長期間利用した場合保護が打ち切られることがあります。市町村によって対応に格差が生じていることから、大阪府として対応実態を把握し、生活保護受給者が保護を打ち切られることなく、ユニット型特養を利用できるよう市町村を指導してください。
49. 介護保険サービス利用時に、利用者が役所に手話通訳を依頼し断られる場合があります。介護保険サービス利用時のコミュニケーション保障は事業所の責任となっていますが、手話でコミュニケーションできる事業所がほとんどないのが現状です。また、利用者に毎回通訳が必要と判断される場合でも、初回から数回のみが認められ、以降は認められないという実態があります。大阪府としてその実態を把握し、コミュニケーション保障が行き届くよう、とりわけ医療系のサービス（訪問看護等）利用の際に手話通訳をつけるよう市町村に指導してください。また、手話でコミュニケーションできる聴覚障害者に配慮した事業所を設置・育成してください。

### <所得保障>

50. 障害者の主たる収入は障害基礎年金や障害者福祉手当並びに生活保護です。この間の「物価の上昇」は障害者の生活を圧迫して脅かしており、加えて年金や手当の引き下げは「自立」どころか「生存権」をも脅かしています。大阪府として実態を調査して、国に対策を強く働き掛けるとともに、府としても対策を講じてください。

### <その他福祉制度>

51. 学校を卒業した後の障害のある人たちが、平日の夕方や休日に自主的な文化・スポーツ・芸術活動などを身近なところで気軽に利用できる余暇活動支援センター（仮）の設置や余暇活動への補助制度の創設を検討するとともに、余暇活動を支援する制度の創設を国にはたらきかけてください。
52. 旧優生保護法における強制不妊手術に関して、大阪府として把握している実態を明らかにしてください。また、いわゆる一時金支給法の周知がすべての被害者にいきわたるよう様々な手法を用いて周知に努めてください。兵庫県明石市で実施されているような独自の被害者支援施策を検討・実施してください。
53. 視覚障害者用点字母子健康手帳を整備してください。
  - ①平成6年度厚生省が出した通達にしたがい、点字使用の視覚障害妊婦に対し「点字版母子健康マニュアル」を交付してください。また、府内での配布の実態を調査・把握の上、公表してください。
  - ②点字を使用しない視覚障害妊婦には、本人が希望する媒体（たとえば厚労省が令和元年12月4日に通知した「マルチメディアデジ版」や「拡大文字版」やテキスト版）を交付してください。その際、妊婦本人が記録できる媒体も準備してください。
  - ③視覚障害妊婦に対して通常母子健康手帳とともに「点字版」や「マルチメディアデジ版」があることを広く府民に知らせるため、各市町村で発行する「お知らせ」等に掲載したり、マスコミ等を活用し啓発するよう働きかけてください。特に、医療機関や保健所等に対する啓発を強めてください。

### <まちづくり>

54. 当事者の声をきいて府下全域のバリアフリー化を促進してください。
  - ①整備重点地域を協議する体制を創設して、計画的にバリアフリー化を推進してください。当面は、京橋駅周辺地域を整備重点地域に指定して、ターミナル駅にふさわしい整備を行ってください。（文書回答）
  - ②障害者が利用する公的な施設とそこまでのアクセス（経路）の整備を国や市町村と連携して進めてください。（文書回答）

③銀行でのATMシステムで暗証番号を押すことができないことや駅員呼び出しボタンが押せないなど、上肢障害者には利用しにくいシステムが多くなってきています。当事者の声を聴き、利用ができるように改善してください。(文書回答)

55. 大阪府下の複数駅において駅員の無人時間帯が設定され、無人化が進められています。時間帯によっては他駅からの駅員の到着のために長時間待たねばならず、急を要する移動などに支障をきたしています。大阪府として駅員の削減を進めている鉄道会社に対して駅員の削減を行うことによって合理的配慮が損なわれることのないよう働きかけてください。(文書回答)
56. 交通運賃割引の対象範囲の拡大を国及び関係機関に要請してください。
57. 避難行動要援護者プラン、避難行動要援護者防災マニュアルや避難所運営マニュアル等が適切に整備され、市町村が障害者などの避難行動要援護者へのきめ細かい対応を進めていくことができるよう、大阪府として必要な施策を講じてください。また、福祉避難所を整備するよう市町村に引き続き求めてください。
- ①避難所には障害者担当の係員や相談員が配置できるようにしてください。
  - ②障害者をはじめとする避難行動要援護者の避難先について、一次避難所における福祉避難室、二次避難所としての福祉避難所の整備を急ぐとともに、障害者特性にあわせた福祉避難所(ホテル等)の設備などの具体化を働きかけてください。

### <医療>

58. 健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度を拡充してください。
- ①医療機関の負担上限額を復活させるとともに、月負担上限額を大幅に引き下げてください。
  - ②院外調剤の自己負担を撤廃してください。
  - ③中軽度の障害者を、制度の対象にしてください。
  - ④重度障害者医療費助成制度の果たしてきた役割に鑑み、コスト面からだけでなく重度障害者がこの制度をどのように活用し健康な暮らしに役立っているのか等の実態を調査してください。2018年4月以降の制度改定における障害児者・家族の暮らしへの影響について、大阪府として定期的に調査を行ってください。
  - ⑤経過措置が終了した老人医療費助成制度を利用していた人についての影響調査を実施してください。(文書回答)
59. 脳性麻痺の二次障害の頸椎症性頸髄症等の手術治療ができる医師や専門医療機関を大阪府内に確保するため、保健福祉室や障害福祉室が連携をして具体的な手立てを講じてください。また、どの医療機関でどういう対応をして、どういう実績があるのかを調査して、当事者や家族、関係者に情報発信をしてください。(文書回答)
60. 障害者地域医療ネットワーク事業を充実させてください。同時に、この事業を広く障害者・家族に周知・広報してください。(文書回答)
61. 脳性麻痺やポリオ、脊髄損傷や頸髄損傷等の中途障害などの障害別に、成人期の健康実態や機能低下などの二次障害の具体的な症状の実態調査を実施してください。その際、在宅・福祉的就労・一般就労などの社会環境別に分けた調査を実施してください。幼少期や学齢期から自らの障害を正しくとらえて、二次障害への知識・認識を正しく持つように学校や公的機関から、当事者や家族などに指導(アドバイス)できるシステムを創設してください。(文書回答)
62. 障害の特性をふまえて、総合的に治療してもらえるようなノウハウをもつ総合病院を地域に整備してください。
63. 障害児者のインフルエンザ等、予防接種費用の補助を行ってください。
64. 障害児者の入院時に医療機関側から個室利用を求める際、個室料が患者負担とならないよう以下の措置を講じてください。
- ①障害の状況により実質的に多床室での対応が困難な場合については、「特別室しか空きがない」場合と同様に病院側の都合による特別室利用として扱い、利用者からの料金徴収を行わないようにしてください。
  - ②上記に際して、多床室での対応が困難な障害児者を受け止めた医療機関への診療報酬上の加算を設定して、病院の負担が過大にならないようにしてください。

③上記措置が講じられるまでの間、大阪府として個室等での入院が必要な障害者に対する特別室利用料の負担軽減制度を講じてください。

65. 医療機関において、聴覚障害者（ろうあ高齢者等）が安心して治療・入院が受けられるよう、府下の各医療機関（民間）に手話通訳者の設置、手話ができる看護師、相談員などが配置できるよう働きかけてください。

#### <労働>

66. 重度障害者の働く権利を広げるために、2020年10月にはじまった雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を、実施自治体の財政力によらず府下全体で実施できるように国に働きかけるとともに、大阪府としても独自の財政的な措置を検討してください。

67. マッサージ業における「無免許者」の取り締まりを厳正に行ってください。

68. 大阪府として、重度障害者等就労支援特別事業について進捗状況を教えてください。また視覚障害者が手続きに不便のないようにしてください。

69. 「聴覚障がい者等ワークライフ（職業生活）支援事業」をより充実させていくために予算を増額してください。また、国として、同様の事業を行うよう、強く働きかけてください。

#### <参政権>

70. 視覚障害者が同行援護により投票した際には、その費用を公費で保障してください。

71. 投票所への移動が困難な視覚障害者に対しては、点字による在宅郵便投票を認めてください。

以上